

NPO 法人臨床トンネル工学研究所 地域活動部会の新設要綱

承認：平成 24 年 11 月 30 日

改定：平成 25 年 2 月 6 日 中部支部の設置を追記、組織図更新

改定：平成 27 年 3 月 2 日 東北支部の設置を追記、組織図更新

改定：平成 28 年 6 月 23 日 四国支部の設置を追記、組織図更新

臨床トンネル工学研究所も正会員 400 名超の組織となり、継続的かつ機能的な活動による会員メリットの向上が望まれているところであります。現在、幹事会配下の各部会活動において正会員、賛助会員が参加できる各種活動を行っておりますが、幹事会が直接的に運営できる活動にも限りがあります。このような中で、各地域の会員に少しでも仲間意識を感じてもらえ、またその地域での活動の時には幹事会にご協力いただける組織作りを考えてゆく段階に来ているのではないかと考えます。

そこで、新たに支部組織を立ち上げようと思います。ただし、本研究所でいう現段階での「支部」は、我々が一般的に抱くイメージよりも緩やかなものを考えたいと思います。このため、組織上独立したものではなく、幹事会配下に地域活動部会を設置し、その中の分科会として支部を設けることと致しました。

具体的には、幹事会が企画・運営する業務とは別に、各支部（地域）での活動を自主的に企画していただきます。それは、地域での懇談会であったり、研究グループを作ったり、さらには支部内で細分化された地域グループができたりと、さまざまな活動が考えられます。ただし、本研究所の名称を用いた公の行事等を行う場合の手続き等については理事長、幹事会の承認や規程に則った事務処理が必要となりますので、担当幹事が直接に関与する必要もあります。以上のことから、理事会と幹事会およびこれから就任いただく各支部長に共通認識を持っていただくために地域活動部会の新設要綱を作成したものであります。

なお、本要綱は今後の活動過程において変更が必要となった場合には、幹事会承認の下で逐次改訂し、一定の目処がついた時点で地域活動部会規程に書き換えます。

記

- (1) 臨床トンネル工学研究所幹事会の下部組織として、地域活動の活性化を目的とした地域活動部会を設置する。
- (2) 地域活動部会は、現時点において東北支部、関東支部、中部支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部の 7 支部で構成するが、北海道、東北—北陸、中部—四国、沖縄等、その他の地域において支部としての活動が可能となった時点で必要に応じて追加設置できる。
- (3) 支部の設置申請は正会員が幹事会に対して行うことができる。設置に係る審議は幹事会が行い、理事会の承認を経て設置する。

- (4) 地域活動部会の各支部は各地域での自主的な活動を遂行または支援するものであり、会員が何れかの支部に所属することを規定するものではない。
- (5) 各支部の当面の活動地域は以下とする。() 内の地域での活動においては、当面の間、必要に応じて地域活動部会担当幹事、関連支部および幹事会が分担もしくは支援する。

東北支部 : 東北、(北海道)

関東支部 : 関東、(北陸)

中部支部 : 中部

近畿支部 : 近畿

中国支部 : 中国、~~(四国)~~

四国支部 : 四国

九州支部 : 九州、(沖縄)

- (6) 各支部は支部長 1 名と数名の委員で構成する。
- (7) 支部長は理事長が委嘱し、委員は理事長、地域活動部会担当幹事もしくは支部長が正会員から選任し、理事長が委嘱する。
- (8) 各支部は本研究所主催の各種行事の遂行に当たって、理事長および各部会担当幹事の要請により当該地域での業務を分担する。
- (9) 各支部は本研究所の目的に合致する範囲内での自主的な活動を各支部単位で行うことができる。
- (1 0) 各支部で企画した自主的な活動のうち、本研究所の名称を用いて、不特定の正会員・賛助会員を対象として行う公式行事等、ならびに本研究所の名称を用いて、一般を対象として行う各種行事等の実施にあつては地域活動部会担当幹事が理事長、幹事長の承認を受ける。
- (1 1) 各支部の自主的な活動にあつて必要となる各種事務手続き(会員向けダイレクトメール配信依頼、ホームページ掲載依頼、メール・アドレス取得依頼、支払依頼、押印依頼、各種文書記載事項の確認、等)は、関連規定の定めに従い、地域活動部会担当幹事がおこなう。
- (1 2) 本文に記載されない事項については、理事長および幹事長の承認をもって運用する。

平成 28 年 6 月 23 日現在

